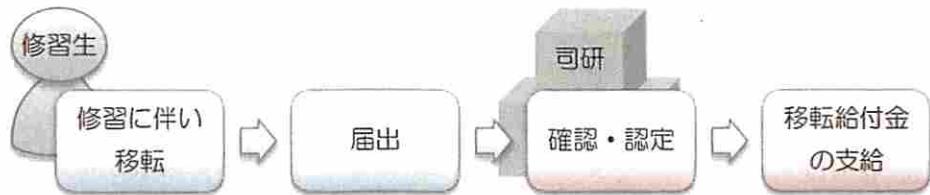


## 移転給付金



### ◎支給要件

移転給付金の支給対象者は、修習に伴い住所又は居所を移転する必要があると認められかつ、現に移転（移転給付要件を具备）し、所定の様式（移転届）により移転の実情を届け出た者です。（法67条の2第5項、規則11条）

修習に伴い移転する必要があると認められることが必要ですので、すべての移転が対象となる訳ではなく、次のような近距離での移転などは、支給の対象となりません。

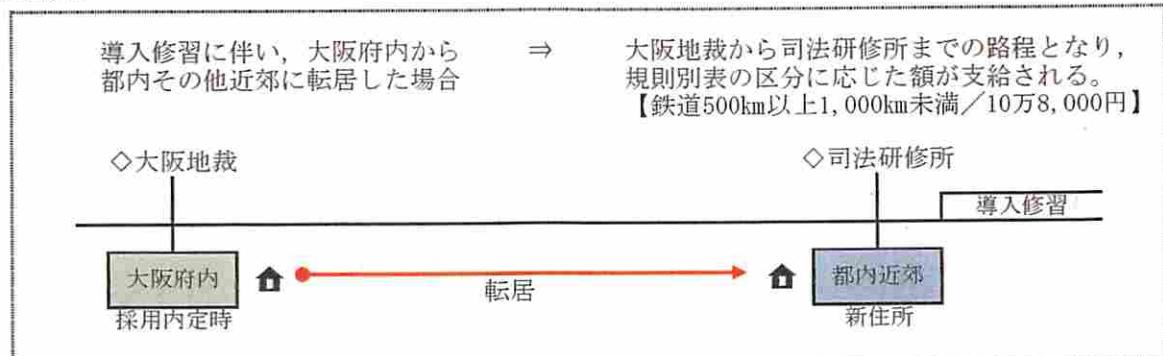
- ・ 司法研修所の在勤地内（8km圏内）での移転
- ・ 同一地域内（東京都特別区内、同一市町村内）での移転

### ◎路程及び支給額

次の路程に応じた規則別表（資料参照）の定額による額が支給されます。（規則10条）

対象となる移転	路程		
導入修習に伴う移転	採用内定時における住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所（支部を除く。）から 司法研修所		
分野別実務修習に伴う移転	司法研修所 から 実務修習地の地方裁判所（支部を除く。）		
集合修習に伴う移転	実務修習地の地方裁判所（支部を除く。）から 司法研修所		
選択型実務修習に伴う移転（A班のみ）	司法研修所 から 実務修習地の地方裁判所（支部を除く。）		

### 【事例】



◎届出

提出対象者	提出書類	提出期限	提出先
移転給付要件を具備した者	移転届	移転をする原因となった修習の開始日の翌日から起算して <u>7日以内</u>	経理課 経理係

移転給付要件を具備した者は、移転届により移転の実情を速やかに届け出る必要があります。（規則11条）

- (注) (1) 認定の際に疑義が生じた場合には、別途疎明資料の提出を求めることがあります。
- (2) 住所又は居所の移転をする原因となった修習の開始の日（やむを得ず同日後に移転をした場合は、当該移転をした日）から7日を経過した後に届出がされたときは、移転給付金が支給されません。（規則12条ただし書）  
したがって、必ず修習開始日の翌日から起算して7日以内（必着）に届け出てください。
- (3) 郵送等により実務修習地から提出する際は、到達期間に注意し、余裕をもって提出してください。  
なお、郵便等では提出期限に間に合わない場合は、提出期限が到来するまでに、必ず経理課経理係に問い合わせてください。
- (4) 修習の開始日及び移転届の提出期限は、次のとおりです。

修習区分	修習開始日	移転届提出期限（必着）
導入修習	12月3日（月）	12月10日（月）
分野別実務修習	1月4日（金）	1月11日（金）
集合修習（A班）	8月15日（木）	8月22日（木）
選択型実務修習（A班のみ）	10月2日（水）	10月9日（水）
集合修習（B班）	10月4日（金）	10月11日（金）